

労働政策審議会点検評価部会の設置について

1 趣旨

平成21年12月、総理主導の下で、労働界、産業界をはじめ各界の有識者が参加する「第2回雇用戦略対話」において、雇用戦略の数値目標を設定し、具体策を明記するとともに、施策のPDCAサイクルに則り、その運用実績を検証・改善する必要があるとの意見があった。

また、同月に閣議決定された「新成長戦略（基本方針）」において、雇用戦略対話を踏まえ、「雇用・人材戦略」において、2020年までの具体的な目標を定めることとされた。

これらを踏まえ、平成22年6月の「第4回雇用戦略対話」において、具体的な目標について合意がなされ、それらの目標は、同月に閣議決定された「新成長戦略」に盛り込まれた。

このため、労働政策審議会の各分科会における意見を踏まえ定められた目標に係る施策の運用実績を点検・評価し、施策のPDCAサイクルを実施するため、労働政策審議会の下に「点検評価部会」（以下「部会」という。）を設置する。

2 部会の事務

- (1) 部会は、各分野の長期目標及び年度目標に係る施策の運用実績を評価する。
- (2) 年度目標については、年度途中で中間評価を行う。

3 評価結果の取扱い

- (1) 部会による評価結果は、労働政策審議会の本審及び各分科会に報告される。
- (2) 厚生労働省は、部会の評価結果を踏まえ、各分科会の意見を聴いて、施策の改善や必要な場合は目標の改定を行う。

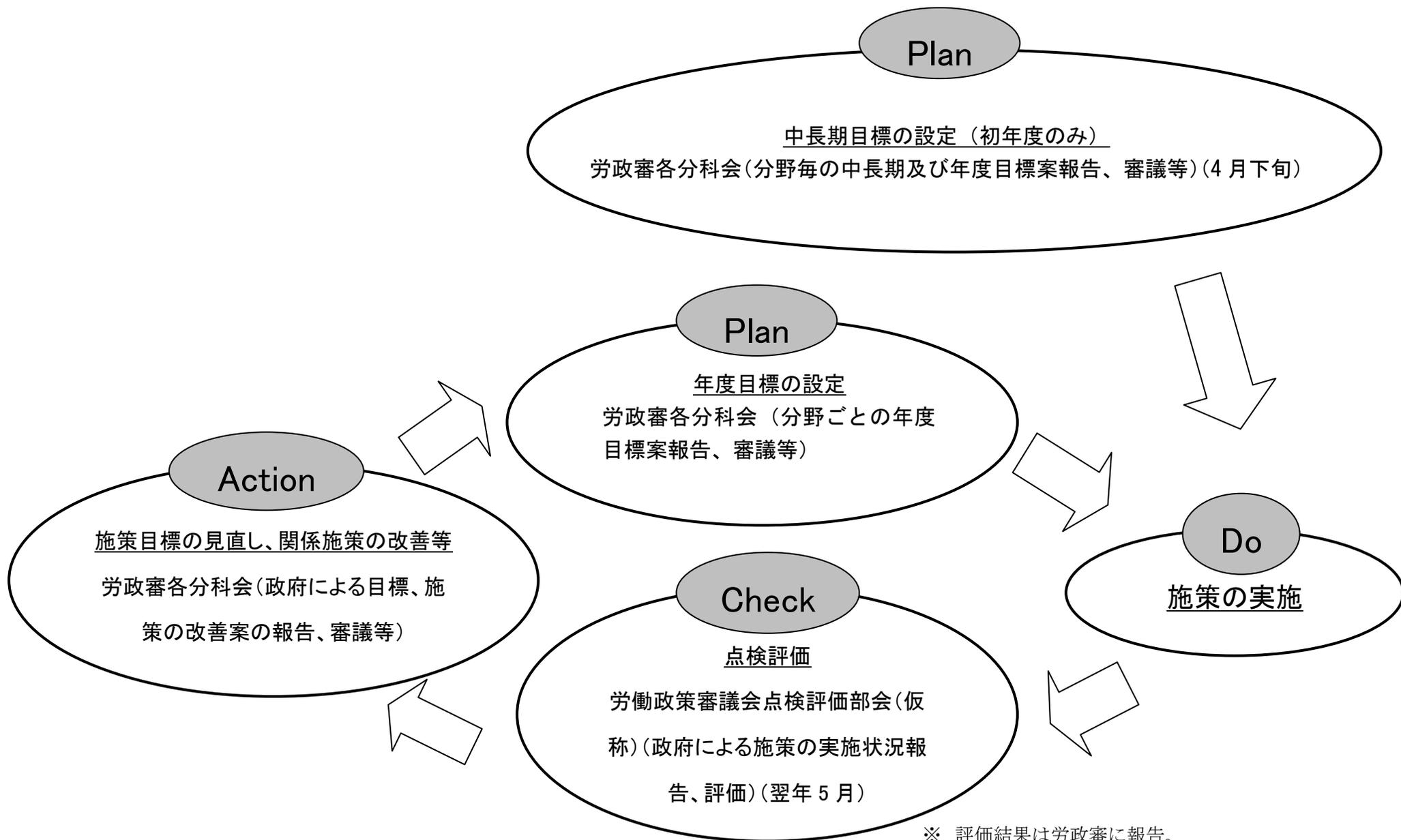
4 部会の構成

- (1) 部会は、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員から各5名ずつ、計15名で組織する。
- (2) 部会に部会長を置き、公益代表委員のうちから、委員の互選で決定する。部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

5 部会の運営

- (1) 部会の庶務は、政策統括官付労働政策担当参事官室において処理する。
- (2) 部会の議事運営に関して必要な事項は、労働政策審議会令（平成12年政令第284号）、労働政策審議会運営規程及び労働政策審議会点検評価部会運営規程の定めるところによる。

労働政策における PDCA サイクルの流れ



2010年度
労働政策審議会点検評価部会
中間評価（抄）

2010年度 年度目標の中間評価について

2010年度の目標として各分科会で設定された年度目標について、厚生労働省において中間的な自己評価を実施し、その結果について点検評価部会において議論を行い、中間評価としてとりまとめた。

各分科会において、2011年度の目標を設定するに当たっては、当部会の中間評価における指摘の趣旨を踏まえながら、「雇用・人材戦略」に掲げられた2020年の中期目標の達成のために、適切な目標が設定されることを期待する。

※ 中間評価は2010年12月時点で把握できる直近の各種指標（概ね2010年4月～10月頃の数値）に基づいて行ったものであり、東日本大震災による影響は反映されていない。

（経済の動向等）

わが国経済は、外需や政策の需要創出・雇用下支え効果により持ち直してきた。しかしながら、急速な円高の進行や海外経済の減速懸念により、2010年夏以降、先行きの不透明感が強まり、雇用情勢も厳しい状況となった。

これに対応して、政府は、2010年末から2011年初以降の景気下振れリスクに対応するため、「3段階の経済対策」に基づき、予備費を活用したステップ1、補正予算によるステップ2を実施し、景気・雇用の両面から経済の下支えを図ってきた。しかし、東日本大震災や電力不足の影響により、当面、生産活動や雇用への深刻な影響が懸念される。

（各分科会において設定された年度目標の動向）

◎ 年度目標が設定された41の指標のうち、2010年12月時点で把握できるデータを基に、28の指標について中間的な評価を行った。このうち、21の指標で実績の前年度比（差）が目標の前年度比（差）を上回る実績となっている。主な指標の動向は以下のとおりである。（各項目の括弧内は各資料における対応する項目の番号）

○ ハローワークにおける職業紹介（資料1の1、資料2の1～3,12）

就職率（常用）、雇用保険受給者の早期再就職割合、正社員求人数について、直近の実績が前年同期を上回っているが、目標達成に向けて、引き続ききめ細かな就職支援等に取り組む必要がある。求人充足率（常用）についても、充足数が増加（前年同期比8.1%増）する一方で求人数も増加（前年同期比12.0%増）したため、直近の実績が前年同期を下回っており、目標達成に向けて、求人の未充足対策の徹底に取り組む必要がある。

○ 若者の就労促進（資料1の2、資料2の4～7）

フリーター等の正規雇用化について、10月末現在で約17.7万人、単月実

績が約2万人で推移しており、目標達成に向けて着実に実績をあげている。若年者試行雇用事業の開始者数は、10月末時点で40,713人と、既に年間目標(38,000人)を上回った。同事業の常用雇用移行率は、前年同期比でわずかに下回った(0.4%ポイント減)ものの、概ね例年のとおりとなっている。また、新規高卒者内定率については、厳しい就職環境下にもかかわらず、学校関係者との連携により、前年同期に比べ改善の兆し(3.0%ポイント増)をみせている。

○ 高齢者就労促進(資料1の3、資料2の8~11)

中高年齢者試行雇用事業について、開始者数はすでに年間目標(2,550人)を達成した。常用雇用移行率も現在のところ目標値(77%)を上回っている。

○ 女性の就業率の向上(資料1の10、資料2の17~18, 23~25)

マザーズハローワーク事業について、担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者数及びその就職率ともに2010年4月から9月までの累計実績(25,082人、86.5%)が前年同期(19,570人、79.7%)を上回っており、目標達成が期待できる。

○ 障害者就労促進(資料1の11、資料2の26~29)

ハローワークにおける障害者の就職率が2010年4月から10月までで前年同期比1.5%ポイント増(13.2%)となっており、目標(16%以上)に向けて順調に推移している。また、障害者試行雇用事業の開始者数・常用雇用移行率についても、いずれも4月から10月までで前年同期比で増加(開始者数:36.5%ポイント増(6,628人)、常用雇用移行率:1.1%ポイント増(86.4%))しており、目標(開始者数:8,600人以上、常用雇用移行率:83.0%以上)の達成が見込まれる。

○ 人材育成(資料1の4, 12~15、資料2の13~14, 30~36)

緊急人材育成支援事業による職業訓練については、11月末までの受講者数(171,629人)は既に目標(150,000人)を達成している。就職率についても10月末時点の就職率(65.3%)は目標(60%)を上回っているが、訓練修了者が増加する中で引き続き現在の水準を保つよう取り組む必要がある。

ジョブ・カード取得者数は、10月末までの実績(12.2万人)が前年同期(8.7万人)と比べ40.2%増加しているものの、年間で25万人(前年度比53.4%増)という高い目標を設定しており、目標とする水準には達していない。22年夏以降、ジョブ・カード様式の簡略化等の取組を進めているところであるが、引き続き達成に向けた取組が必要である。

公共職業訓練については、受講者数は10月末時点(122,278人)では前

年同期（131,687人）を下回っている（7.1%ポイント減）。また、就職率については、施設内訓練は10月末時点（78.7%）では前年同期（71.9%）を上回っており（6.8%ポイント増）、目標に近い水準であるが、委託訓練については、9月末時点（61.4%）では前年同期（65.6%）を下回っており（4.2%ポイント減）、厳しい雇用情勢の中、目標達成に向けた取組が必要である。

○ ディーセントワーク（ワークライフバランス、安全衛生対策）

（資料1の16～17、資料2の37～41）

週労働時間60時間以上の雇用者の割合について、2010年10月までの実績では前年同期から0.2%ポイント増加している。このため、助成金制度の活用促進や労働時間等見直しガイドラインの周知啓発を行うとともに、特に労働時間が長い業種を念頭に置きつつ、その要因も分析しながら、労働時間設定改善コンサルタントの診断指導を更にすすめるなど、各企業における具体的な取組強化のための一層の取組が必要である。

労働災害の発生件数は直近の2010年10月までの実績では前年同期比で2.0%増加している。この大きな要因は世界的な金融不況の影響で、経済活動が全般的に停滞していたことも影響し、2009年の労働災害発生件数が前年比11.4%減と大幅に減少していたことにある。業種別に見ると、小売業、介護施設等の第3次産業における労働災害の増加が顕著になっており、これらの業種において安全衛生管理が十分に確立していないところもあるので、集団指導や説明会などの基本的な対策が必要である。

上記のとおり、2010年12月までの状況で見れば、一層の取組が必要と思われる指標も見られるものの、全体としては概ね順調に推移している。しかし、東日本大震災や電力不足の影響が懸念されるところであり、2011年度予算における雇用対策は当然のこと、地震の被災者等の雇用対策に全力で取り組むことが必要である。2011年度目標については、震災による影響が不確定な中で、必要に応じて目標の見直しを行うなど、柔軟な対応が必要ではないか。

（評価の在り方等についての委員意見）

なお、各委員から評価の在り方等について、以下のような意見があった。年度評価を実施するに当たっては、このような視点も参考としながら、評価そのものに要するコストも考慮しつつ、労働行政の一層の進展に資するべく、評価手法の改善を行っていくことが望ましい。

○ 評価手法についての指摘

- ・ 政策への投入コストや結果の質的内容、景気の影響などにも着目した評価が必要ではないか。
- ・ 行政だけでなく関係者の役割にも注目して評価を行ってはどうか。
- ・ 評価の対象となる事項の時間軸をはっきりさせ、評価を実施する施策

のまとまりをそろえるなど、評価シートの改善を行ってはどうか。

○ 評価の根拠となる指標の取り方についての指摘

- ・ 把握が年1回のみ指標については、年度途中で取れる代理指標を採用すべきではないか。また、年度途中で法改正等があった場合は、臨時調査を行ってはどうか。ハローワークの施策の地域ごとのデータやパフォーマンスの背景にある情報を把握してはどうか。

○ 目標設定の在り方等についての指摘

- ・ 目標設定に当たり、当初の想定から環境変化があった場合は、年度途中での改定も考えてはどうか。2020年の目標についても必要に応じて提言できる場が必要ではないか。広く経済社会全体の観点から労働政策の在り方について検討すべきではないか。

項目		
17 職場における安全衛生対策の推進(①労働災害発生件数、②メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合、③受動喫煙のない職場)		
関連する2020年までの目標	前年実績	2010年の目標
①労働災害発生件数3割減 ※119,291件(2008年)を基準 ②メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合100% ③受動喫煙の無い職場の実現	①105,718件(2009年) ②33.6%(2007年) ③46%(2007年)	①前年比3%減 ②メンタルヘルス対策について有識者による検討を開始し、報告書を取りまとめ、その報告書を受けて労働政策審議会での議論を行う。 ③職場における受動喫煙防止対策に関する検討会報告書を取りまとめ、その報告書を受けて労働政策審議会での議論を行う。
2010年の実績		
①65,257件(前年比2.0%(1,253件)増)(1~10月) ②2010年9月に職場におけるメンタルヘルス対策検討会報告書を取りまとめて公表。報告書の内容等を踏まえ、労働政策審議会において議論を行い、2010年12月22日に報告を取りまとめ、大臣に建議。 ③2010年5月に職場における受動喫煙防止対策に関する検討会報告書を取りまとめて公表。その報告書の内容等を踏まえ、労働政策審議会において議論を行い、2010年12月22日に報告を取りまとめ、大臣に建議。		
現状分析		
①労働災害は長期的には減少傾向(1985年 257,240件→2008年 119,291件)であり、2009年は景気の停滞の影響もあって前年比11.4%減(13,573件減)と大幅に減少した。 2010年は、鉱工業生産指数が前年同月比で15.1%~31.8%の伸び、月労働時間も前年同月比で0.1~3.3時間の伸びであり、2009年の景気の停滞時期からは回復した。 このような中であっても、安全衛生管理が定着しきれていないことも懸念される第3次産業等の業種においては、腰痛、転倒等を中心に災害増加傾向にある。(災害多発業種とされてきた製造業、建設業の死傷者数は2009年同期比で各々187人(1.3%)、86人(0.7%)減少) また、2010年夏の記録的な猛暑により熱中症で35人の方が亡くなっており(2009年 8人)、暑さによるふらつきや疲労の蓄積等が労働災害を誘発させた可能性もあるため、今後の猛暑対策に資するための分析を進める。		
②我が国全体の自殺者は、1998年以降12年連続して3万人を超えているが、このうち「勤務問題」が原因・動機の一つとなっている者は約2,500人となっている。また、仕事や職業生活に関して強いストレス等を感じている労働者は約6割おり、精神障害等の労災認定件数が増加傾向にあるにも関わらず、心の健康対策(メンタルヘルス対策)に取り組んでいる事業所の割合は33.6%(2007年)であり、事業所の取組を進めることが必要である。		
③職場における受動喫煙の防止については、これまで快適職場形成の一環として対策が進められてきたところである。しかし、2005年2月に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効し、諸外国において規制の強化が進む中、我が国においても受動喫煙の有害性に関する知識の普及や健康志向の高まりなどを背景に、職場における受動喫煙防止に対する労働者の意識が向上しているにも関わらず、「全面禁煙」又は「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」のいずれかを講じている事業場の割合は46%であり、その対策について見直しが必要な状況となっている。		

関係施策の状況

①2010年の労働災害発生件数は、死亡災害が2009年に比べて大幅に増加傾向にあったことから、関係事業者に対する指導の強化等の緊急対策を講じたところ。

(参考1)

死亡者数は、2010年11月末現在(累計)982人で、前年同期より124人、14.5%増加(ピーク時は緊急対策前の2010年8月末(累計)で18.4%増加)

(参考2) 緊急対策の主な内容

熱中症等の防止対策、建設業における墜落・転落災害防止対策、
陸上貨物運送事業における交通労働災害の防止対策、林業・警備業における労働災害防止対策

②労働政策審議会の建議を踏まえ、ストレス症状を有する労働者に対する医師による面接指導制度の導入など今後のメンタルヘルス対策について検討中

・メンタルヘルス対策支援センターが行う総合的な支援の充実など、2011年度メンタルヘルス対策等事業の予算を計上(2010年度5.9億円→2011年度14.9億円)

③労働政策審議会の建議を踏まえ、原則、全面禁煙又は空間分煙を義務化(飲食店等において、それらの対策が困難な場合には、当分の間、一定の濃度又は換気についての基準を守ることを義務化)することなど受動喫煙防止対策の強化について検討中

・喫煙室設置の際の助成や、専門家による分煙に関する相談対応など、2011年度事業としての予算を計上(4.3億円)

今後の取組み

①従来災害多発業種とされてきた製造業、建設業の労働災害は減少している。一方、安全衛生管理が定着しきれていないことも懸念される第3次産業等の業種においては、商業や介護事業等における腰痛、転倒等の災害が増加している。

このため、多店舗の小売店や新設される介護施設等を重点に第3次産業等の労働災害防止対策の指導を強化していく。

②労働政策審議会の建議を踏まえた労働安全衛生関係法令の整備、事業場に対する指導・支援を実施する。

③労働政策審議会の建議を踏まえた労働安全衛生関係法令の整備、国民のコンセンサスの形成を踏まえた規制を行う。

点検評価部会における指摘

・労災発生件数について、長期的に減少傾向にある前提で目標が設定されているのに対し、10月までの実績では2%増加しており、その要因について景気や気候の観点のみで要因分析できるのか。